

# 小作争議調査表

No. 19

(月報番號三〇號)

(昭和八年五月分)

財團協同會福岡出張所

場所	筑紫郡太宰府町大字五條	發生	昭和八年三月二〇日
關係人員	地主 中村久吉 外十三名 小作人 森田幸吉 外十四名	終熄	昭和八年五月七日
地主關係團體	ナシ	關係地種類面積	田 五町八段九畝
小作人關係團體	小作人 全農福佐聯合會 水城村支部	結果	調停解決
原因	小作人中昭和二年以來年々若干小作料の未納を滞納と行方不明ありと以て地主合会の上対策協試の結果小作料要求方地方裁判所に申請す	經過	一 三月二十日 小作調停申請書提出 二 五月六日 太宰府町役場にて水町判事、小作人、調停委員立合、委員合調停被停者の懇心行、斡旋にて七日午後一時下記條件にて解決
要事項	小作料支拂要求	結果	調停解決 地主等は相年方に対し小作料未納を従来同様二割引にて小作料にせしむ 地主等は右と対し昭和八年年度のの小作料は右二割引の額より更に二割を減じ昭和七年年度の小作料の額と同額一割五分を減額す 小作人は是迄滞納せる小作料は昭和八年度より一律免れ昭和九年の小作料と共に納入す 但し十元以上滞納せる場合は初年度

備考	
----	--